

## 別表十六（六）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が繰延資産について令第64条第1項第2号（繰延資産の償却限度額）の規定により償却限度額等の計算を行う場合に記載します。この場合において、措置法による特別償却の規定の適用を受けるときは、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付します。
- 2 「支出した年月2」の欄は、当該事業年度の中途において繰延資産となる費用を支出した場合にその支出した年月を記載します。
- 3 「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」の欄は、適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下別表十六（十）までにおいて同じです。）により引継ぎを受けた繰延資産について当該適格組織再編成の日の属する事業年度の償却限度額を計算する場合にあっては、当該適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。
- 4 「当期分の償却限度額」の各欄の記載については、次によります。
  - (1) 「租税特別措置法適用条項7」の欄は、措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、その特別償却の割合を記載します。
  - (2) 「特別償却限度額8」の欄の外書きは、措置法第52条の3（準備金方式による特別償却）の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。
- 5 令第67条第2項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第27条の14後段（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）の規定の適用を受ける場合の同条に規定する合計した金額を記載した書類には、「2」、「4」、「5」、「20」及び「21」の各欄の記載は要しません。
- 6 法第32条第7項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する繰延資産に該当するものに同項に規定する満たない部分の金額がある場合には、当該満たない部分の金額を「前期からの繰越額14」の欄の上段に外書として、記載します。この場合において、「同上のうち当期損金認容額15」及び「差引合計翌期への繰越額16」の各欄の記載に当たっては、その外書きした金額を「14」に含めて計算します。
- 7 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等が行われた繰延資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた繰延資産にあっては、「支出した金額3」、「償却期間の月数4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄は、それぞれ「評価換え等の直後の帳簿価額3」、「償却期間（期末評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度開始の日（当該事業年度がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度である場合にあっては同日とし、適格組織再編成により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から引継ぎを受けた日の属する事業年度である場合にあっては当該適格組織再編成の日とします。）以後の期間）の月数4」及び「当期の期間のうちに含まれる同上の償却期間の月数5」として記載します。
- 8 この明細書のⅡは、法人が繰延資産について令第64条第1項第1号の規定により償却限度額等の計算を行う場合に記載します。
- 9 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等が行われた繰延資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた繰延資産にあっては、当該期末評価換え等又は期中評価換え等によりその帳簿価額が減額された金額を「前期までに償却した金額25」の欄の上段に外書として、記載します。この場合、「期末現在の帳簿価額27」の欄の記載に当たっては、「前期までに償却した金額25」の金額にはその外書として記載した金額を含むものとして計算します。